

令和8年度第1回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和8年4月22日(水) 午前10時～午前11時(予定)

場 所 オンライン会議(事務局:市役所本庁舎301・302会議室)

1 議事

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書について
(答申案審議)

2 その他

資料1-1 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例方法書についての個別審査意見書

資料1-2 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書に対する市長意見作成のための審査結果について(答申案)

資料1-3 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る法対象条例環境影響評価方法書の審査結果について(答申案)

資料2 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例環境影響評価方法書

参考資料1 川崎市環境影響評価審議会 幹事・関係課長名簿

参考資料2 川崎市環境影響評価審議会 事務局職員名簿

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書及び法対象条例方法書についての個別審査意見書

項目	個別審査意見
大気環境 (佐田委員)	発電所排ガスのうち窒素酸化物の拡散、冷却塔の白煙排気の拡散現象は、両者とも気象や建屋の影響などを受けて、発電所近傍に着地する可能性がある。周辺住民の理解促進などのためにも、発電所近傍への拡散状況を含め準備書において予測や評価を行う必要がある。また、当該発電所に隣接して他の煙突や冷却塔が存在することから、その隣接する施設との複合影響も勘案して発電所施設の配置等を具体的に検討する必要がある。
大気質 二酸化窒素 (深見委員)	発電所稼働時の NOx 排出に伴う光化学オキシダントと PM2.5 の生成に関する影響への対策を可能な範囲で実施されたい。

(仮 称) 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に 対 す る
市 長 意 見 作 成 の た め の
審 査 結 果 に つ い て (答 申 案)

令和8年4月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト(以下「法対象事業」という。)は、ENEOS Power 株式会社(以下「法対象事業者」という。)が、川崎区扇町12番1号 ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地(以下「対象事業実施区域」という。)約19.0万m²に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備(約75万kW)を新設するものである。

対象事業実施区域及びその周辺は、川崎臨海部の京浜工業地帯の一角に位置する埋立地であり、京浜運河に面するとともに、周辺の住居系地域から約1.4km離れている。また、用途地域は工業専用地域に指定されている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、法対象事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	法対象事業の概要	1
2	審査意見	3
	(1) 全般的事項	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項	4
	ア 大気質	4
	イ 水蒸気白煙	5
3	審議経過	5

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 小野田 泰

主たる事務所の所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種 類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の
新設

(3) 対象事業実施区域

位 置：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

面 積：約19.0万m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

国内における電力需要増加を見据えた火力発電所の新設による電力の安定供給

イ 新設する施設の概要

主要機器等	数量	概要
ボイラ	1 台	排熱回収自然循環型
タービン	1 式	1 軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1 台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1 台	導油風冷型三相変圧器

ウ 発電用燃料の種類

天然ガス(脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入可能性を検討)

エ 復水器の冷却水

項目	内容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式(淡水循環式)
白煙対策方式	乾湿併用式

2 審査意見

(1) 全般的事項

法対象事業は、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization: 二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に際しては、方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行う必要がある。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないこと、二酸化窒素が光化学オキシダントやPM2.5の原因物質となることから、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を行う必要がある。また、水素を燃料とする場合には、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の増加が懸念されることから、天然ガスから水素に切替えた場合の諸元を明らかにするとともに、ガスタービンの燃焼管理、排煙脱硝装置の運転管理を適切に行うことにより、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の削減に努める必要がある。

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在する。また、近接した地域への影響を踏まえ、発電所近傍への拡散状況を含め対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測及び評価について準備書で明らかにする必要がある。

イ 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、準備書において、発電所近傍への拡散状況を含め、冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能への影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、隣接する施設との複合影響も勘案して、必要に応じて、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を検討する必要がある。

3 審議経過

令和7年	4月30日	市長から審議会に配慮書に対する市長意見作成のための審査について諮問
	4月30日	現地視察
	5月20日	審議会（配慮書事業者説明及び審議）
	6月17日	審議会（配慮書答申案審議） 審議会から市長に配慮書について答申
令和8年	3月4日	市長から審議会に方法書に対する市長意見作成のための審査について諮問 審議会（方法書事業者説明及び審議）
	4月22日	審議会（方法書答申案審議）

(仮 称) 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る
法 対 象 条 例 環 境 影 響 評 価 方 法 書 の
審 査 結 果 に つ い て (答 申 案)

令和8年4月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト（以下「法対象事業」という。）は、ENEOS Power 株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、川崎区扇町 12 番 1 号 ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地（以下「対象事業実施区域」という。）約 19.0 万 m²に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（約 75 万 kW）を新設するものである。

対象事業実施区域及びその周辺は、川崎臨海部の京浜工業地帯の一角に位置する埋立地であり、京浜運河に面するとともに、周辺の住居系地域から約 1.4km 離れている。また、用途地域は工業専用地域に指定されている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、法対象事業に係る法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	法対象事業の概要	1
2	審査意見	3
	(1) 全般的事項	3
	(2) 環境配慮項目に関する事項	3
3	審議経過	3

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 小野田 泰

主たる事務所の所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種 類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の
新設

(3) 対象事業実施区域

位 置：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

面 積：約19.0万m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

国内における電力需要増加を見据えた火力発電所の新設による電力の安定供給

イ 新設する施設の概要

主要機器等	数量	概要
ボイラ	1台	排熱回収自然循環型
タービン	1式	1軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1台	導油風冷型三相変圧器

ウ 発電用燃料の種類

天然ガス(脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入可能性を検討)

エ 復水器の冷却水

項目	内容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式(淡水循環式)
白煙対策方式	乾湿併用式

2 審査意見

(1) 全般的事項

法対象事業は、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization: 二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行う必要がある。

(2) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにする必要がある。

3 審議経過

令和 8 年	3 月 4 日	市長から審議会に法対象条例方法書について 諮問 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
	4 月 22 日	審議会（法対象条例方法書答申案審議）

川崎市環境影響評価審議会幹事・関係課長名簿

令和8年4月1日現在

幹 事 (19名)		関 係 課 長 (28名)	
総務企画局都市政策部長	神山 武久	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	江津 裕美
経済労働局産業政策部長	澤田 尚志	経済労働局産業政策部企画課長	一ノ瀬 進
まちづくり局総務部長	樋口 真紀	まちづくり局総務部まちづくり調整課長	松井 雅樹
まちづくり局計画部長	関口 隆雄	〃 計画部都市計画課長	町井 和幸
まちづくり局市街地整備部長	沖山 浩二	〃 計画部担当課長 (景観・地区まちづくり支援担当)	雛元 裕美子
まちづくり局指導部長	工藤 圭一	〃 市街地整備部地域整備推進課長	内藤 聡士
建設緑政局総務部長	川島 真由美	〃 指導部建築管理課長	名倉 三保子
建設緑政局道路河川整備部長	矢口 智行	〃 指導部建築指導課長	大場 孝浩
建設緑政局緑政部長	磯部 由喜子	〃 指導部建築審査課長	佐々木 朗子
港湾局港湾経営部長	二宮 弘治	〃 指導部宅地審査課長	西 喜士
上下水道局水道部長	筒井 武志	建設緑政局総務部企画課担当課長 (計画調整担当)	千田 英史
上下水道局下水道部長	室井 弘通	〃 道路河川整備部河川課長	小野 大樹
消防局警防部長	伊藤 健一	〃 緑政部 みどりの保全整備課長	山本 豊
教育委員会事務局教育政策室長	山井 康明	港湾局港湾経営部経営企画課長	進藤 純隆
教育委員会事務局生涯学習部長	加島 晃	上下水道局水道部水道計画課長	三栖 幸彦
環境局総務部長	日向 幸雄	〃 下水道部管路保全課長	布施 陽一
環境局脱炭素戦略推進室長	間島 哲也	消防局警防部担当部長 警防課長事務取扱	浅井 国春
環境局環境対策部長	盛田 宗利	教育委員会事務局教育政策室担当課長	山口 弘
環境局生活環境部長	石原 賢一	〃 生涯学習部文化財課長	久保 慎太郎
		環境局総務部企画課長	内田 洋平
		〃 脱炭素戦略推進室担当課長 (温暖化対策計画・協働推進)	戸井田 親紀
		〃 環境対策部地域環境共創課長	石田 真也
		〃 環境対策部地域環境共創課担当課長	齊藤 武弥
		〃 環境対策部環境対策推進課長	中島 美穂
		〃 環境対策部環境保全課長	鈴木 隆生
		〃 生活環境部減量推進課長	山田 俊彦
		〃 生活環境部収集計画課長	増田 亘宏
		〃 生活環境部廃棄物指導課長	市川 伸之

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る臨時幹事・関係課長

臨海部国際戦略本部事業推進部長	中根 節	臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長 (臨海部企業連携)	三原 宜輝
-----------------	------	---------------------------------	-------

川崎市環境影響評価審議会

事務局職員名簿

環境局長	中山 健一
環境対策部長	盛田 宗利
環境評価課長	西村 和彦
課長補佐 (技術)	渡邊 博文
担当係長 (技術)	小林 勉
担当係長 (技術)	松浦 利英
主任 (技術)	星野 徳重
技術職員	坂本 奈央
担当係長 (事務)	山本 一貴
主任 (事務)	五味 百合子
事務職員	菊地 紗羅

(令和8年4月22日時点)